

令和6年4月 農業委員会総会

令和6年4月5日（金）

分庁舎2階第2多目的室

午後3時30分から午後5時00分まで

1. 出席者

<農業委員>

1番	宮田	早苗	5番	石渡	潤一
2番	京増	孝一	7番	木我	恭子
3番	飯田	隆男	8番	石橋	義弘

<農地利用最適化推進委員>

竹尾	謙一	小坂	和男
斉藤	孝壹	大塚	浩
篠原	庄一	小島	儀彦

2. 欠席者（農業委員）

なし

3. 農業委員会事務局 古川事務局長・鶴澤副主査（書記）・石橋主事

4. 議 題	第1号議案 農用地利用集積計画について（4件）
	第2号議案 農地法3条許可申請について（1件）

5. 専決処理報告	農地法第5条の届出について（2件）
-----------	-------------------

酒々井町農業委員会総会会議録

令和6年4月5日（金）

事務局 会議に先立ちまして、職員の異動がありましたので紹介させていただきます。

事務局 始めに、農業委員会事務局から税務住民課に異動となりました中村課長よりご挨拶いただきます。

（中村課長挨拶）

事務局 続いて、経済環境課から農業委員会事務局に異動となりました古川局長よりご挨拶いただきます。

（古川局長挨拶）

事務局 続いて、経済環境課で職員の異動がありましたのでご挨拶いただきます。

（企画財政課から経済環境課 殿城課長）

（経済環境課から企画財政課 宗島副主幹（欠席））

（健康福祉課から経済環境課 宮崎副主幹）

古川事務局長 ただいまから令和6年4月の農業委員会総会を開会させていただきますが、本日、相京会長より手術明けのため欠席との連絡を受けておりますので、よろしく願いいたします。初めに、挨拶につきましては京増職務代理よりお願いいたします。

京増職務代理 ただいま職員の異動の挨拶がありましたが、今年度は経済環境課や他の関係課を含め、役場内全体で大異動となりました。昨年度農地転用許可となった場所を見回りましたが、〇〇〇〇や〇〇の建設予定地では最近工事が始まっています。特に〇〇〇〇〇〇〇〇の建設予定地については相当工事が進ん

でおり、きれいになっておりました。本日相京会長欠席となりますが、本年度一年間よろしくお願ひします。

古川事務局長 それでは議事に移りたいと思いますが、議事の進行につきましては、会議規則により、会長に代わって京増職務代理にお願いいたします。

京増議長 それでは議事の進行を務めさせていただきます。本日の出席委員は、8名中、名出席ですので、会議は成立しております。本日の議事録署名委員に、3番飯田隆男委員、5番石渡潤一委員を指名します。また、書記に事務局の鵜澤副主査を任命します。なお、本日の総会は、議案2件、専決処理その他となりますのでよろしくお願ひします。

京増議長 始めに、第1号議案 農用地利用集積計画 整理番号1について事務局より説明願ひます。

古川事務局長 第1号議案 農用地利用集積計画 整理番号1について説明させていただきます。資料の1ページをご覧ください。貸付者は墨在住者、借受者は尾上在住者です。設定場所は尾上の農地2筆で、地目は田、面積は1,567㎡、利用計画は田です。賃借料は米90kgで、設定期間は5年の再設定です。位置については2ページの位置図をご覧ください。なお、整理番号1の計画につきまして、農業経営基盤強化促進法に規定する各要件を満たしております。以上で説明を終わらせて頂きます。

京増議長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員の篠原委員が欠席とのことで、事務局から何かありましたらお願ひします。

鵜澤副主査 篠原委員から事前に意見を伺っていますので代わりに説明させていただきます。借受者は実績のある方で、再設定のため問題ないと考えているとのことです。

京 増 議 長 それでは、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

京 増 議 長 特にないようですので、これから採決を行います。農用地利用集積計画の整理番号1について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

古川事務局長 挙手全員です。

京 増 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号1につきましても、原案どおり答申することに決定します。

京 増 議 長 続いて、第1号議案 農用地利用集積計画 整理番号2及び3について借受者が同一の案件となりますので、事務局より併せて説明願います。

古川事務局長 第1号議案 農用地利用集積計画 整理番号2と3について一括して説明させていただきます。資料の3ページと5ページをご覧ください。貸付者・借受者とも上岩橋在住者です。設定場所は、上岩橋の農地計7筆で、地目は田、面積は合計で5,401㎡、利用計画は田です。賃借料は10aあたり米1俵です。設定期間は、5年の再設定です。位置につきましては、4ページと6ページの位置図をご覧ください。なお、整理番号2・3の計画につきまして、農業経営基盤強化促進法に規定する各要件を満たしております。以上で説明を終わらせて頂きます。

京 増 議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員の補足説明等については小坂委員でよろしいでしょうか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

小坂推進委員 借受者の2人の〇〇が一生懸命耕作しており、再設定のため問題ありません。

京 増 議 長 小坂委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

京 増 議 長 特にないようですので、これから採決を行います。採決については、整理番号ごとに行います。農用地利用集積計画の整理番号2について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

古川事務局長 挙手全員です。

京 増 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号2につきましては、原案どおり答申することに決定します。

京 増 議 長 続いて、整理番号3について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

古川事務局長 挙手全員です。

京 増 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号3につきましては、原案どおり答申することに決定します。

京 増 議 長 続いて、第1号議案 農用地利用集積計画 整理番号4について事務局より説明願います。

古川事務局長 第1号議案 農用地利用集積計画 整理番号4について説明させていただきます。資料の7ページをご覧ください。貸付者は東京都世田谷区在住者・借受者は〇〇委員です。設定場所は柏木・印旛沼新田の農地3筆で、地目は田、面積は合計で3, 927㎡、利用計画は田です。賃借料は1等米360

kgで、設定期間は10年の再設定です。位置については8・9ページの位置図をご覧ください。なお、整理番号び4の計画につきまして、農業経営基盤強化促進法に規定する各要件を満たしております。以上で説明を終わらせて頂きます。

京 増 議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員の補足説明等については借受者が〇〇委員の案件のため〇〇委員でよろしいでしょうか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

〇〇推進委員 私が借受者の案件となりますが、従来から借りている場所の再設定ですのでよろしくお願いします。

京 増 議 長 〇〇委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

京 増 議 長 特にないようですので、これから採決を行います。なお、借受者が〇〇委員の案件のため、ご本人から採決前に退室したい旨の申し出がありましたので、〇〇委員におかれましては退席をお願いします。

(〇〇推進委員 退席)

京 増 議 長 それでは、これから採決を行います。農用地利用集積計画の整理番号4について、原案どおり答申することに賛成の方は挙手願います。

古川事務局長 挙手全員です。

京 増 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、農用地利用集積計画の整理番号4につきましては、原案どおり答申することに決定します。

京 増 議 長 ○○委員には、入室してもらって下さい。

(○○推進委員 入室)

京 増 議 長 続いて、第2号議案 農地法第3条許可申請 整理番号1についてを議題とし、事務局の説明を求めます。

古川事務局長 第2号議案 農地法第3条許可申請 整理番号1について説明させていただきます。資料の10ページをご覧ください。譲受人は○○町在住者、譲渡人は○○市在住者です。申請地は、馬橋の農地2筆で、地目は畑、面積は合計で640㎡です。作付作目はビワ等の果樹の栽培です。権利の種類等は所有権です。位置については11ページの位置図、12・13ページの公図をご覧ください。営農計画書については14ページをご覧ください。本申請地の選定理由については、土地所有者との話がまとまり、営農面積の拡大に適しているため、本申請に至ったとのことでした。譲受人は当町では新規の農地取得となりますが、○○市で6,578㎡の農地の営農実績があり、当町での農地取得は問題ないと思われまます。また、皆様のお手元に配布させていただきましたが、大塚委員から現地調査結果表が提出されており、特に問題はないとのことでした。以上で説明を終わらせていただきます。

京 増 議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員の補足説明については大塚委員でよろしいでしょうか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

大塚推進委員 特に問題ないと考えています。

京 増 議 長 続きまして、申請人が町外在住者のため、本日総会に呼んでおりますので、入室させてください。

(申請人 入室)

京 増 議 長 申請人の〇〇さんでよろしいですか。

(申請人 応答)

京 増 議 長 今、提出されました農地法3条の許可申請について、審議しているところですが、申請に至った経緯や営農計画等について説明をお願いします。

申 請 人 〇〇〇〇〇〇から来ました〇〇と申します。私は不動産事業も併せて営んでおり、そちらの関係で本申請の譲渡人の所有する土地の売買に関わることになりました。その上で、本申請の2筆については営農が可能で、営農面積の拡大につながることから農地法3条許可申請の提出に至りました。2筆のうち、使い勝手の悪い傾斜地ではビワを栽培し自営のレストランで使用し、日当たりの良い土地ではニンニクの栽培するといった形で、場所にあった作物の栽培を計画しています。

京 増 議 長 ありがとうございます。申請人の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

飯 田 農 業 委 員 〇〇町在住とのことですが、耕作する時のみ酒々井町に来るとのことですか。

申 請 人 〇〇町から通作することを想定しています。

飯 田 農 業 委 員 本申請地で栽培したビワを自営のカフェで使用するとのことですが、そのカフェはどこにありますか。

申 請 人 〇〇町にあります。そちらで栽培したビワを使用する予定です。

(質 疑)

京 増 議 長 他にないようなので、質疑を終了します。申請人におかれましては、お忙しいところご苦労様でした。

(申請人 退室)

京 増 議 長 それでは、農地法3条許可申請について採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。

古川事務局長 挙手全員です。

京 増 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、第2号議案 農地法第3条許可申請 整理番号1につきましては、許可することに決定します。

京 増 議 長 次に専決処理報告に移ります。農地法5条の届出 整理番号1について事務局より報告願います。

古川事務局長 専決処理報告 農地法第5条の届出 整理番号1について説明させていただきます。資料の15ページをご覧ください。譲受人は大阪市に住所を有する法人、譲渡人は飯積在住者です。届出地は飯積2丁目の農地1筆で、登記地目は畑、面積は7,472㎡です。届出理由は、工場建設です。備考ですが、令和6年3月4日付け、酒農委第5号の11で受理証明を出させていただいております。位置につきましては、16ページの位置図と17ページの公図をご覧ください。以上で説明を終わらせていただきます。

京 増 議 長 事務局の報告が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

京 増 議 長 特にないようでしたら、専決処理報告ですのでよろしく申し上げます。

京 増 議 長 続いて、農地法5条の届出 整理番号2について事務局より報告願います。

古川事務局長 専決処理報告 農地法第5条の届出 整理番号2について説明させていただきます。資料の18ページをご覧ください。譲受人は富里市に住所を有する法人、譲渡人は東京都国分寺市在住者他2名の共有者です。届出地は酒々井の農地2筆で、登記地目は畑、面積は1,505㎡です。届出理由は、駐車場の建設です。備考ですが、令和6年3月14日付け、酒農委第5号の13で受理証明を出させていただいております。位置につきましては、19ページの位置図と20ページの公図をご覧ください。以上で説明を終わらせていただきます。

京 増 議 長 事務局の報告が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

京 増 議 長 特にないようでしたら、専決処理報告ですのでよろしく申し上げます。

京 増 議 長 次に、その他について、事務局より説明をお願いします。

(農地バンクを通じた貸借について)

(その他)

京 増 議 長 それでは、最後に来月の総会の日程ですが、事務局案がありましたらお願いします。

古川事務局長 10日の金曜日はいかがでしょう。

京 増 議 長 ただ今、10日の金曜日が事務局案として出ましたが、いかがでしょうか。
特にないようなので、来月の総会は、10日の金曜日で決定させていただきます。
それではこれで、議案、その他が終了しましたので、議長を降ろさせていただきます、事務局にお返しします。慎重審議ありがとうございました。

古川事務局長 それでは、これで4月の総会を閉会いたします。